

企画趣旨

松尾 陽

1 衰退の前に問うべきこと

かつて1970年代から80年代にコミュニタリアンは、リベラリズムが個人の生きる基盤となっている共同体を凋落させるものと嘆いていた。また、冷戦の終わりについて、フランシス・フクヤマは、自由と平等の理念が共産主義を受け入れるべきか否かというイデオロギー論争に終止符を打ったと宣言した¹⁾。リベラリズムが今後の主流になっていき、その価値はどんどん浸透していくように思われた時代があった。

しかし、今や、少なくとも言論の世界の一部では、リベラリズムが衰退しつつあるといわれ、リベラルが防戦の立場についている。権威主義やポピュリズムがリベラルな理念や制度に対して猛攻撃をしかけている²⁾。日本でも、リベラリズムの動揺を論ずる文献がいくつか現れている³⁾。

冷戦の終わりから、この30年にいったい何が起きたのだろうか。これはこれで興味深い問いであ

る。しかし、その衰退の内実や原因を問う前に考えなければならないのは、そもそもこの日本において、リベラリズムが根付いていたかという問題であろう⁴⁾。

日本におけるリベラリズムの在り方を問う一つの方法としては、日本法の在り方を問うことである。リベラリズムは、一方で、個人の自由による優先的価値を置き、それを法の形で制度化し、他方で、自由を守るために政府権力の必要性を認めつつ、その権力の恣意的行使を抑えるべく、権力を法によって枠づけようとするものであった。このように法秩序を中心とするリベラリズムからすれば、その内実を問うために法の在り方を問うことは当然のことである⁵⁾。

2 日本法の現在を／から考える

明治以降、日本は、幾度か、西洋の法システムを継受してきた。形だけの継受ではなくその背後にある理念を根付かせるべく、苦闘してきた⁶⁾。

1) Francis Fukuyama, *The End of History and the Last Man* (Penguin Books, 1992) ((渡部昇一訳)『歴史の終わり(上)(下) [新装版]』(三笠書房、2005年))。本書の優れた分析としては、川出良枝「テューモスが勝利したのか——リベラル・デモクラシーと高貴な情念」現代思想1994年4月号98頁以下。

2) 参照、William Galston, *Anti-Pluralism: The Populist Threat to Liberal Democracy* (Yale University Press, 2018)、パトリック・J・デニーン(角敦子訳)『リベラリズムはなぜ失敗したのか』(原書房、2019年)。

3) 井上達夫『リベラルのことは嫌でも、リベラリズムは嫌にならないでください——井上達夫の法哲学入門』(毎日新聞出版、2015年)、樋口陽一『リベラル・デモクラシーの現在——「ネオリベラル」と「イリベラル」のはざままで』(岩波書店、2019年)、倉持麟太郎『リベラルの敵はリベラルにあり』(ちくま新書、2020年)、吉田徹『アフター・リベラル——怒りと憎悪の政治』(講談社現代新書、2020年)。

4) リベラリズムを問う特集としては、「(自由)の問題状況」ジュリスト978号(1991年)、「リベラリズムとは何か」現代思想1994年4月号、「リベラリズムの再定義」思想965号(2004年)などがある。特に、ジュリストの特集は、日本法におけるリベラリズムの在り方を問うものであった。

5) リベラリズムの名を冠しているわけではないが、「刑罰からの自由」の観点から現代刑事法の基層を問う特集としては、『刑罰からの自由』の現代的意義 法律時報82巻9号(2010年)がある。

6) 川島武宜『日本人の法意識』(岩波書店、1967年)第1章。